(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 高知県幡多郡黒潮町上川口字エビスノ畝一五五四番二地先から同町浮鞭字棚田三五五一番一地先まで | 前 | 一一・九〇～一九・五一メートル | 〇・〇三七キロメートル |
| | 後 | 一一・八五～一九・五二メートル | 〇・〇三七キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

**○四国地方整備局告示第三十五号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十九日　　四国地方整備局長　平井　秀輝

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 五十六号 | 高知県幡多郡黒潮町上川口字エビスノ畝一五五四番二地先から同町浮鞭字浮津東分二八一九番一まで | 四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成三十年三月二十九日

**○四国地方整備局告示第三十六号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定するとともとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十九日　　四国地方整備局長　平井　秀輝

一　道路の種類及び路線名　　占用を制限する区域

一般国道　五十六号　　高知県幡多郡黒潮町上川口字エビスノ畝一五五四番二地先から同町浮鞭字浮津東分二八一九番一まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年三月二十九日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

**○四国地方整備局告示第三十七号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十九日

一　施行者の名称　徳島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十六年四国地方整備局告示第十二号徳島東部都市計画公園事業六・四・一号蔵本公園

三　事業施行期間　自平成二十六年一月三十日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

**○北海道開発局告示第五十七号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十九日　　北海道開発局長　和泉　晶裕

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　函館圏都市計画道路事業三・四・四十七号文教通

三　事業施行期間　自平成十九年六月十四日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

# 官庁報告

## 官庁事項

### 平成30年度輸入食品監視指導計画の公表について

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第23条第1項の規定に基づき、同項に規定する平成30年度の輸入食品監視指導計画を次のように定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

平成30年3月29日　　厚生労働大臣　加藤　勝信

平成30年度輸入食品監視指導計画

1　目的

本計画は、輸入食品等の重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進し、もって輸入食品等の一層の安全性確保を図ることを目的とする。

2　本計画の適用期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

3　輸入食品等の現状等

(1)　輸入食品等の現状

平成28年度に販売又は営業の目的で我が国に輸入された食品、添加物、器具、容器包装及びおもちゃ（以下「食品等」という。）は、輸入届出件数が約234万件、輸入重量が約3,230万トンであった。また、農林水産省の食料需給表によると、我が国の食料自給率（供給熱量ベースの総合食料自給率）は約4割であり、供給熱量ベースで約6割を国外に依存する状況となっている。

また、平成29年12月に公表した平成29年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果（中間報告）では、平成29年4月から9月までの輸入届出件数は約122万件【116万件】、輸入重量は約1,226万トン【1,187万トン】、検査件数は約10万3千件【9万8千件】であり、うち食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）違反件数は384件【358件】であった（【】内は前年度同時期の数値。数値はいずれも速報値）。

(2)　平成29年度輸入食品監視指導の概況

平成29年度において、厚生労働省本省（以下「本省」という。）及び検疫所は、検査項目の追加や検査機器の整備など輸入時の検査体制の充実を図り、モニタリング検査[1]、検査命令[2]等の輸入時における監視指導の強化を行った。また、輸出国の衛生管理対策を推進するため、対日輸出食品に関する輸出国段階での食品衛生に係る規制及び制度の計画的な調査（以下「制度調査」という。）並びに個別問題に係る輸出国との協議及び調査を実施したほか、牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）等に係る輸出国段階での衛生管理について現地調査を行った。

注1　モニタリング検査：法第28条第1項の規定に基づき多種多様な食品等について食品安全の状況を幅広く監視すること及び法違反が発見された場合に、輸入時の検査を強化するなどの対策を講ずることを目的として、年度ごとに計画的に実施する検査をいう。

注2　検査命令：法第26条第2項又は第3項の規定に基づき法違反の可能性が高いと見込まれる食品等について、輸入者に対して輸入の都度の検査を命じるものをいう。